

消費税軽減税率導入の家計への影響

— 金額では高所得世帯、所得比では「酒類・外食除く食費」の多い引退世帯で負担緩和大 —

- (1) 2017年4月の消費税率引き上げ（8%→10%）の際に、税率を8%に据え置く軽減税率を導入し、この対象を、酒類・外食を除く食品全般と新聞とすることで与党が合意。そこで以下では、総務省「家計調査」から軽減税率導入の影響を世帯タイプ別に試算。
- (2) 負担軽減額を過去3年間の軽減対象品消費額の2%として試算すると、年収300万円の2人以上の勤労者世帯では、年間11,040円、同年収1,000万円では16,440円（図表1）。
- (3) 引退世帯(*)は、年間12,720円。引退世帯は、年収300万円勤労者世帯よりも所得が低く、資産を背景とした購買力のばらつきが大きいものの、平均的には消費性向が高く、食費が多いため、負担軽減額は金額・所得比ともに上回る。高齢者世帯では、数量は少ないものの、単価の高い食品を購入する傾向があるため（図表2）。
(*) 夫が無職で65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯で試算。
- (4) 一人暮らし世帯でも、60歳以上の無職高齢者世帯の負担軽減額は年間6,840円と、年収300万円の勤労者世帯5,640円を上回る。無職高齢者世帯の食費は、全体では年収300万円勤労者世帯を下回るものの、酒類・外食への支出が少なく、これを除いた支出は年収300万円勤労者世帯を上回るため（図表3）。
- (5) 負担軽減額の可処分所得比では、引退夫婦が0.58%、一人暮らし高齢者が0.53%、2人以上の年収300万円の勤労者世帯が0.38%、以下所得水準が高まるにつれ、可処分所得比は低下し、同1000万円では0.23%。ただし、食を外食に頼る傾向の強い一人暮らし勤労者世帯では、年収300万円でも0.22%にとどまり、所得比でみた逆進性の緩和に一部所得水準と比例しない側面も。
- (6) さらに、軽減税率導入に伴うマクロで1兆円にのぼる財源の確保について、4,000億円分は、低所得世帯の医療費や介護の自己負担に上限を設ける総合合算制度を見送って捻出する方針。検討中の残り6,000億円の財源が、社会保障の削減につながれば、軽減税率導入の目的である低所得者の負担緩和にとって、却ってマイナスともなる可能性には注意する必要。

(図表1) 世帯タイプ別の負担軽減額(試算)

	2人以上の勤労者世帯				引退夫婦 (250)	一人暮らし		
	300	500	700	1000		勤労者世帯	無職高齢者	(150)
年収 (万円)	300	500	700	1000	(250)	300	500	(150)
平均世帯人員数 (人)	2.6	3.1	3.4	3.5	2	1	1	1
可処分所得 (年間、万円)	287	401	522	698	220	253	366	129
食費全体(酒類・外食含む)(月額、円)	56,300	66,000	77,400	91,200	60,100	38,200	47,700	33,000
軽減対象 酒類・外食を除く食(月額、円)	44,300	50,200	57,300	65,500	50,500	22,000	23,800	26,300
新聞(*) (月額、円)	1,700	2,100	2,600	2,900	2,700	1,500	2,100	2,000
負担軽減額 (月額、円)	920	1,050	1,200	1,370	1,060	470	520	570
(年間、円)	11,040	12,600	14,400	16,440	12,720	5,640	6,240	6,840
可処分所得に占める割合 (%)	0.38	0.31	0.28	0.24	0.58	0.22	0.17	0.53

注1 酒類・外食を除く食品が税率10%への引上げの際に8%に据え置かれた場合の影響

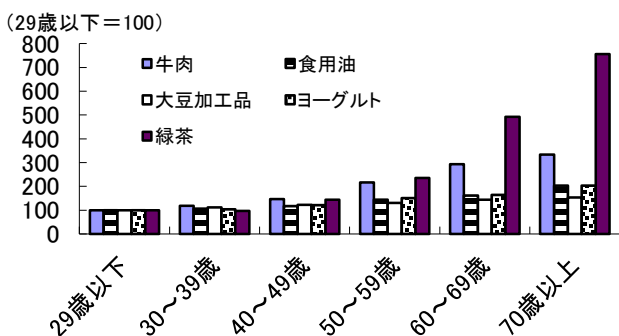
注2 引退夫婦は夫が無職で65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯。年収は試算値。

注3 一人暮らし無職高齢者は、60歳以上。年収は試算値。

注4 2人以上の勤労者世帯以外の新聞は、(書籍他の印刷物支出額)に勤労者世帯の(新聞)/(書籍・他の印刷物)比率を用いて試算。

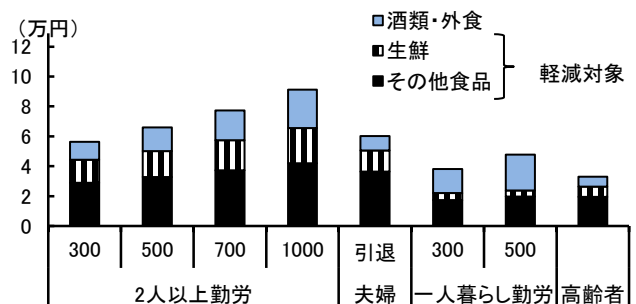
(資料)総務省「家計調査」(2012年～2014年平均額)から日本総合研究所試算

(図表2) 世帯主年齢階層別の購入単価



(資料)総務省「家計調査」(二人以上世帯、2012～2014年平均)

(図表3) 世帯タイプ別の食費(2012～2014年平均、月額)



(資料)総務省「家計調査」

(注)世帯区分は図表1に同じ。数字は年収。